

薬生食基発 0719 第 2 号
平成 29 年 7 月 19 日

各 検疫所長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準に定められた食品に
残留する農薬等の試験法における留意事項について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 252 号）が本日公布されたことから、試験を実施するに際しての留意事項を別添のとおり通知します。

(別添)

試験実施に際しての留意事項
(分析対象食品：畜産物の場合)

1. 酢酸メレンゲステロール試験法

(1) 分析対象化合物

酢酸メレンゲステロール

(2) 留意事項

1) 試験法の概要

酢酸メレンゲステロールを試料から、酢酸酸性下、*n*-ヘキサン及び無水硫酸ナトリウム存在下、アセトニトリルで抽出する。オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラムで精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計(LC-MS/MS)で定量及び確認する方法である。

2) 注意点

- ① 酢酸メレンゲステロールの LC-MS/MS 測定で、試験法開発時に使用したイオンを以下に示す。

定量イオン (m/z) : プリカーサーイオン 397、プロダクトイオン 279

定性イオン (m/z) : プリカーサーイオン 397、プロダクトイオン 337

- ② 試験法開発時に検討した食品：牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び豚の筋肉